居宅介護支援事業に関する運営規程
光仁会富竹の里介護支援センター

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人光仁会富竹の里が開設する光仁会富竹の里介護支援センター（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第２条　当事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

２　当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。

３　当事業所は、市町村、介護保険法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一　名称　　光仁会富竹の里介護支援センター

二　所在地住所　長野市大字富竹１６２１番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　介護支援専門員１名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅支援の提供にあたるものとする。

二　介護支援専門員　常勤職員１名以上（管理者と兼務１名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第５条　営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日は月曜から金曜日とする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日までを除く。）

二　営業時間は、午前８時３０分から午後５時３０分まで

三　電話等により、２４時間常時連絡可能な体制とする。

（夜間・休日等の業務体制）

第６条　夜間･休日の勤務体制は、併設施設、特別養護老人ホーム富竹の里と業務を連携し体制を整え、

事業に支障のないよう協力支援体制を計るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の実施地域は次のとおりとする。

介護支援センターの通常実施地域は、長野市東北部地域（古里･柳原･長沼各地区の全域）とする。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容及び利用料等）

第８条　指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料（介護保険法に規定する要介護認定申請、居宅介護支援事業の居宅サービス計画作成に要する経費）は介護保険報酬の告示上の額によるものものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

一　利用者からの相談を受ける場所は原則として当事業所の相談室とする。

二　課題分析は課題分析標準項目（基本情報に関する項目・課題分析（アセスメント）に関する項目）に沿って行う。

三　サービス担当者会議の開催場所は原則として利用者の自宅とする。

四　利用者への訪問頻度は最低１ヶ月に１回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う。

（その他の費用の額）

第９条　通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は無料とし、その実額を徴収しない。

（秘密保持）

第１０条　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の情報等を他に漏らしてはならない。又その職を退いた後も同様とする。

（苦情処理）

第１１条　提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に　処理する為、苦情処理窓口を設置し、苦情の実態調査、改善処置、利用者又はその家族への必要な処置を講ずるものとする。

（指定介護予防事業者との連携）

第１２条　事業者、利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。

（記録の整備）

第１３条　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、個々の利用者につき、 契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日から二年間

（第八号及び第九号に掲げる記録にあっては、五年間）保存する。

一　アセスメントの結果の記録

二　居宅介護サービス計画

三　居宅介護支援経過記録

四　サービス担当者会議記録

五　指定居宅介護支援サービス事業者へのサービス提供に関し、照会を行った事項についての記録

六　モニタリングの結果の記録

七　市町村への通知に係る記録

八　苦情の内容等の記録

九　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（非常災害対策等）

第１４条　事業所は、感染症や非常災害時の業務継続計画等を策定し、従業者等に周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。

（衛生管理等）

第１５条　使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

２　当該事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

一　感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　感染症等の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、感染症等の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を定期的に実施する。

四　前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症等の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（虐待防止のための措置）

第１６条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、担当者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

２　虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、状況調査や市町村への相談等を実施する。

（その他）

第１７条　この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人光仁会富竹の里理事長と事業者の管理者との協議の上に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、介護保険指定認可の日から適用する。

この規程は、平成 14 年 3 月 23 日より施行し、平成 14 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 15 年 3 月 15 日より施行し、平成 15 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 16 年 2 月 28 日より施行し、平成 16 年 4 月 1 日より適用する。
この規程は、平成 18 年 8 月 26 日より施行し、平成 18 年 9 月 1 日より適用する。
この規程は、平成 19 年 5 月 26 日より施行し、平成 19 年 6 月 1 日より適用する。
この規程は、平成 25 年 8 月 24 日より施行し、平成 25 年 9 月 1 日より適用する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和元年 12 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。